



汚職防止 行動規範

妥協の余地のない 基礎となる価値観



エステル・
ブラシリアノフ
ヴェオリア CEO

結局のところ、私自身、そして多くの皆さんにとって、自らの行動に対する誇りは、そのやり方によっても決まります。ですから、皆さんにお願いしたいのです。倫理とコンプライアンスの規則への遵守においては、妥協しないでください。これらの規則の内容は、当グループの根本的な価値観として妥協の余地のない基礎の一部なのです。

ヴェオリアグループでは、全ての活動が倫理およびコンプライアンスの規則を厳格に遵守して行われることを、最大限に重視しています。それは、当グループが様々な事業を行う地理的・経済的状况にかかわらず一貫しています。

これらの規則を遵守しなければ、グループ全体（利益、従業員、企業イメージ、業績）に受け入れがたいリスクをもたらす可能性があります。規則を遵守することは価値を生み出します。それにより株主、パートナー、顧客からの信用が得られるからです。

「倫理とコンプライアンスの規則と基準の遵守が、ステークホルダーの信頼を生み出します。」

目次

- 4 本規範の適用、認識、協力
- 6 能動的汚職および類似行動の防止と禁止
- 10 受動的汚職と当グループ内の利益相反の防止および禁止
- 14 特定の規則の対象となるその他のリスク状況
- 18 警告
- 20 汚職防止行動規範 用語集

はじめに

ヴェオリアグループ（以下「当グループ」）は、廉潔性、誠実性、公正性が、当グループの活動全てに反映されるべき必要不可欠な価値であると考えています。本行動規範（以下「本規範」）では、当グループが掲げた、いかなる形式の汚職およびその類似または同等の行動を一切の留保なく禁止し、この分野の規制とベストプラクティスに従うというコミットメントの遵守を目的とした原則と行為について説明しています。

本規範は、グループの現行の方針および手順の不可欠な一部を成しており、遵守されなければならないものです。本規範は、フランスをはじめ、ヴェオリア SA が直接的・間接的に支配する全ての法人がその法人形態にかかわらず事業活動を行う全ての国において、それらの法人全てに対して適用されます。

汚職を防ぐには



本規範内のイラストは、全ての人が守るべき義務を理解し、リスクのある行動に気づき、その行動を回避するための手助けとなるよう作られた、イラスト版の汚職防止行動規範「汚職を防ぐには」からの抜粋です。このイラスト版規範はコンプライアンス部のイントラネット (<https://oneintranet.veolia.com/corp-ria-complianceintranet/>) からダウンロードできます。



1. 本規範の適用、認識、協力

本規範の規定は、当グループの全ての管理職と従業員に対して、さらに広範に当グループに従事または当グループを代理すると思われるあらゆる人物に対して、それらの人物が義務を果たす環境や活動が実施される国にかかわらず、個々に直接適用されます。

当グループの管理職と従業員は、本規範の規定または同等以上の規定を、同グループが事業上の関係を持つ第三者（サプライヤー、顧客、パートナー、非営利団体等）のそれぞれに対して、可能な限り適用できるようにしなければなりません。

本規範に違反していると思われる当グループの管理職と従業員、または統制と監視の明らかな欠如によりそのような違反行為の責任を問われると思われる管理職は、契約関係の取消、解雇、解除に至る可能性のある懲戒処分が課される場合があります。

本規範の規定を確実に遵守するために、当グループはいつでも、当グループの名前または当グループの責任に基づいて行われたあらゆる取引の詳細について、検証することができます。こうした検証の一環として、当グループは、

本規範の適用、認識、協力

その権限下にある人物、および当グループの名前またはその代理として行為する人物が、当グループ、および当グループが選任する外部弁護士に、協力することを要求します。こうした検証の過程で協力しない場合には、懲戒処分または契約上の処分が課される場合があります。

当グループでは、本規定の適切な適用を目的として、関連する人物に対して研修とリソースを提供します。各従業員は、こうした研修からの恩恵を求めることができ、機能上および組織上の管理職は自分の配下の人物が状況に適合した研修を確実に受講できるようにしなければなりません。

加えて当グループは、各関係者が適切に本規範を適用するよう支援することを保証しています。それに伴い、管理職と従業員は全員、自身の義務の理解と遵守の手助けとして、上司、コンプライアンス審査員、または倫理委員会に助言を求める権利を持っています。この申し出に対して、当グループは、必要に応じて可能な限り、秘密保持を尊重することを保証します。

「本規範は当グループの全ての管理職と従業員に対して、さらに広範に当グループに従事または当グループを代理すると思われるあらゆる人物に対して、適用されます。」



2. 能動的汚職および類似行動の防止と禁止

a. 能動的汚職と類似行動

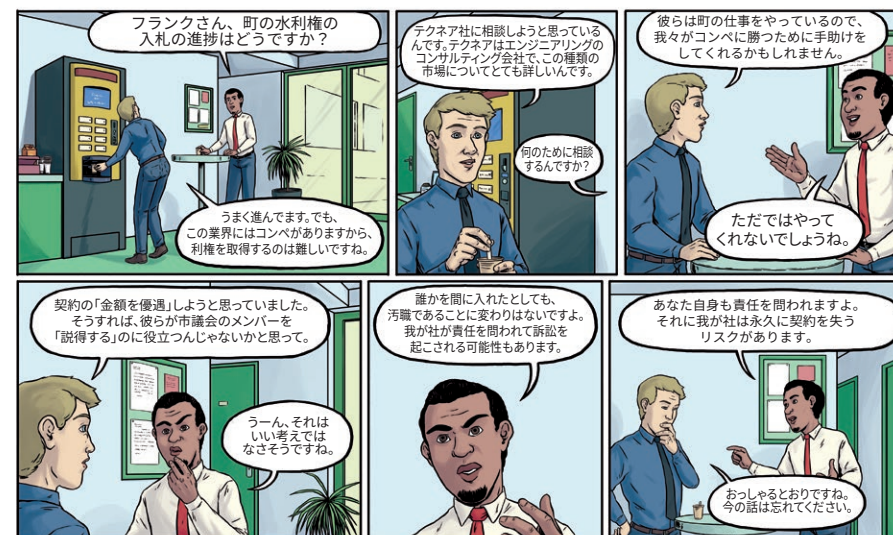
当グループは、公務員に限らず企業や個人への汚職行為と、そのような行動と解釈される可能性のあるあらゆるその他の行為、特に利益誘導を、厳しく禁じています。当グループは、違法な便益を約束、付与、仮定する対価として、第三者から便宜を得ようと試みることから成るあらゆる行動を全面的に禁じています。

ファシリテーション・ペイメント、すなわち行政手続の確保または迅速化を図るための違法で隠密な支払は、たとえそのような行政手続の目的が合法であっても禁じられています。

経済的な正当性が立証されない、または当グループによる主催もしくは後援活動（後述の定義を参照。）の一環として当グループが引き受ける社会的もしくは人道主義的な活動の枠組み外で行われる、第三者への便宜（例えば、雇用、物品またはサービス提供の契約）の付与から成る自己満足的な行為もまた禁止されます。

能動的汚職および類似行動の防止と禁止

- 能動的汚職 -



実践的アドバイス

もしなんらかの汚職行為に気づいたら、自分にできるあらゆる手をつくして防止しなければなりません。防止できない場合は必ず、管理職に報告するか、報告できない場合はグループの内部通報システムを使って通報しなければなりません。疑わしい状況の場合には、社内のコンプライアンス担当責任者に内密に相談することができます。

b. 入札と受注

当グループは、公共調達への応募者が自由に参加でき公平であること、および自由かつ公正に競争が行われることを、制限することを目論むまたはもたらず、あらゆる行為を慎みます。この点に関して、入札のプロセスに適用される規制上または特定の制約を逸脱して、購入者からの不正な情報を得ることを目指すいかなる行為も、明確に禁止されています。競争を制限すること、特に他の1社以上の応募者との不法な合意によって競

争を制限することや、その他あらゆる反競争的な慣行を、目論むまたはもたらずあらゆる行為もまた禁止されています。

c. 政治活動および寄付

当グループはいかなる政治活動にも関与せず、政党または選挙立候補者への寄付を行わないことを約束しています。いずれの管理職、従業員または第三者も、このような活動または寄付に、当グループを参加させてはならず、どのような方法であっても当グループの資源を使用してはなりません。

能動的汚職および類似行動の防止と禁止

- 贈答と招待 -



実践的アドバイス

従業員も管理職も全員、とりわけ用心深さが必要です。どのような場合でも、贈答や招待を行う前に、可能な限り（ウェブサイト、契約文書）、受領者が原則としてそれを受け入れる権利を持っているということを、確認しなければなりません。所定の規則の解釈について質問がある場合には、現地または事業部門のコンプライアンス責任者に問い合わせるようにしてください。

対象となる政治活動および寄付は、具体的には、政治団体または政党に対してどのような形で、帰属すること、便益をはかること、寄付をすること（金銭によるか現物によるかを問いません）を含み、地方または国政における政治運動の場に従事する人物に対するそれらの行為でさえもその対象に含まれます。

d. 第三者（顧客、サプライヤー、パートナー、官民の権限機関）への贈答・招待

当グループの管理職または従業員、および当グループの名義および代理で行う第三者は、事業パートナーに対して儀礼上の贈答または招待を行わなければならない場合があります。こうした贈答または招待を行う場合、当グループの利益のみのために、その権限および職務の範囲内で、特定の認識された人物を受益者として、当グループがその贈答または招待の提供者である

能動的汚職および類似行動の防止と禁止

ことを明確に示した上で、これを行わなければなりません。

- その行為者は贈答または招待を正当化する営業上の状況、および贈答または招待の受領者に対するその行為者の立場について考慮した上で、最善の判断を行わなければなりません。それらの贈答または招待は合理的範囲内の性質と価格でなければならず、当グループおよびその受領者の双方がそれらを公然と行う可能性があります。ただしそれらの贈答および招待は、当グループに関する判断に影響を及ぼす恐れがあるとみなされるものであってはなりません。

- 管理職と従業員は、特に贈答と招待の受領者が公務や選定にかかわる職務についている場合には、贈答と招待の性質と価格が現地の法律と規制を遵守していることを一層厳しく確認しなければなりません。

- 当グループは、そのような贈答または招待の存在を隠そうとする状況でのあらゆる贈答または招待、その性質が良識に反する可能性のある贈答または招待、財産的・事実上財産的な性質（現金、商品券、旅行券または換金可能な資産や融資等）がある贈答または招待の提供を、厳しく禁じています。

本規範、および法的に適用される規則がある場合にはその規則に規定された制限内において、子会社の管理職または現地従業員はその管理上の権限に基づき、コンプライアンス審査員の同意を得た上で、参考または必須の限界値を設定することができます。



3. 受動的汚職と当グループ内の利益相反の防止および禁止

a. 受動的汚職

当グループはその管理職、従業員およびその名義または代理で行為する第三者の全てに対し、あらゆる形態による受動的汚職、すなわち当グループまたは第三者からの有利な取り計らいの対価として不法または隠された便益を要求または受領する行為を、その性質または金額にかかわらず厳しく禁じています。

b. 利益相反

当グループの名義において行われる決定は、明白なものか事実上のものを問わず、あらゆる利益相反による影響を受けてはなりません。このような相反が発生する恐れがあるのは、具体的には、当グループの管理職または従業員、当グループの名義または代理で行為する第三者の、個人的な利害（財産上の利害、家族の利害）が、それらの人々が当グループ内における自身の職務の一部として取り扱う事柄により、潜在的または実際に影響される場合です。

受動的汚職と当グループ内の利益相反の防止および禁止

- 受動的汚職 -



実践的アドバイス

もしあなたがこのような汚職の状況に遭遇したら、職権の範囲内でできることは全て行い汚職を防がなければなりません。ヴェオリアの取締役は正しく行動し、公正でバランスの取れた提案をするよう指示して、社内チームにこのリサイクリング企業に対して払い過ぎないように、そして同僚が同じ方法でアプローチされるのを回避するようにします。もし状況に何らかの疑念がある場合には、内密に社内のコンプライアンス責任者に相談することができます。

このような状況にあるとみられる人物は、何らかの措置を講じる前に、少なくとも利益相反に気付く次第直ちに、自身の上司に書面で通知し、明示的に承認されない限りそれ以上のいかなる行為も行ってはなりません。その承認は場合に応じて条件がつけられます。

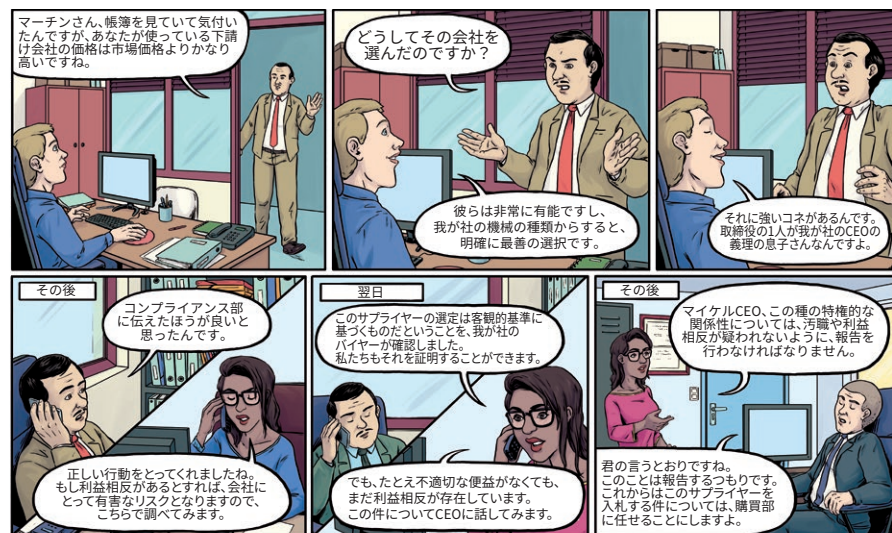
相反が経営層または管理職に関するものである場合、この承認を発行することができるのは、コンプライアンス審査員または当グループのコンプライアンス責任者との正式な協議の後に限ります。

特別な秘密保持を必要とする状況では（特に個人のプライバシーにかかわる場合）、相反に関係する人物は所属先のコンプライアンス審査員または倫理委員会に直接相談することができます。当グループは、秘密保持を厳守してその件を検証し、当グループおよびその件の関係者の利益に及ぼす損害を最大限抑制した形で相反を解決できるようにすることを、保証しています。

受動的汚職と当グループ内の利益相反の防止および禁止

受動的汚職と当グループ内の利益相反の防止および禁止

- 汚職防止行動規範 -



実践的アドバイス

ほんのわずかであっても利益相反の疑いを抱いたら直ちに、その状況を管理職に伝え、必要な場合はコンプライアンス責任者に伝えることが、非常に重要です。利益相反は、いかなる状況であっても、関係者の誠意に基づいて管理することは不可能です。提示された解決策は書面（社内メモなど）で記録し、第三者（コンプライアンス部または人事部）の承認を受けなければなりません。

c. 贈答と招待の受領

管理職と従業員、当グループの名義または代理で行為する第三者は、以下記載の規則に従うことを条件として、事業パートナーから儀礼上の贈答または招待を受けることができます。

当グループは以下を厳しく禁じます。

- どのような形式であれ、贈答または招待を要求すること

- 隠れて、または見知らぬ人物もしくは正確に特定されない人物から、贈答または招待を受けること

- 金銭もしくは現金同等物（例えば商品券、換金可能な品目）の形で、贈答または招待を受けること

- 贈答または招待が、現地の適用規制（具体的には、金額、性質、贈答または招待の提供者または受領者を理由とする規制）に違反していること

- 贈答または招待が良識に反していること

さらに贈答と招待を受けることができるのは、それらが行われる事情とそれらの提供者または受領者に照らして、価格と性質が合理的な範囲内である場合に

限ります。贈答と招待はいかなる場合でも、提供者と受領者の双方によって公然と行われるものでなければなりません。本規範、および法的に適用される規則がある場合にはその規則に規定された制限内において、子会社の管理職または現地従業員はその管理上の権限に基づき、コンプライアンス審査員の同意を得た上で、参考または必須の限界値を設定することができます。

疑問（具体的には、その価格、性質、事情に関する疑問）を引き起こす恐れのある贈答および招待を提供された場合、自社の経営層に対して、および適切な場合にはコンプライアンス審査員に対しても、直ちに通知しなければなりません。

上記の諸規則を守っていないあらゆる贈答または招待は拒絶しなければならず、場合によっては返還しなければなりません（コンプライアンス審査員は経営層とともに、その返還が事実上または合理的に考えて不可能な場合に講ずべき措置を検証することになります）。

「贈答と招待を受けることができるのは、それらの価格と性質が合理的な範囲内である場合に限ります。」



4. 特定の規則の対象となるその他のリスク状況

a. 主催と後援

主催・後援活動とは、行事または団体のための非営利目的（慈善、人道的、社会的、文化的等）での金銭または現物による支援です。これらの活動は当グループの名義およびその代理で当グループの内部規則および手続を厳守している場合に限り実施が可能で、個別に事前の承認が必要です。これらの活動は当グループのブランドまたはイメージの広告宣伝のみを目的とするものでなければならず、倫理水準において疑問を持たれる恐れのない評価を得ている合法的な団体とともにあるいは

そのような団体を受益者として行う場合に限り実施することができます。

当グループの管理職および従業員は、これらの主催・後援活動が、第三者、具体的には公職についている人物、公職への立候補を宣言した人物またはその潜在的候補者の、個人的な利益のために不当に使われることができないということを、厳しく確実に守らなければなりません。疑問を感じた場合には、その活動を直ちに停止してコンプライアンス審査員に通知しなければなりません。

b. ロビー活動

ロビー活動とは、当グループまたはその構成企業・団体のイメージ、製品、サービスを広報宣伝するために、公的機関に向けてロビー活動を実施することです。ロビー活動者となるのは、当グループの管理職、従業員、契約に基づく役割に基づき当グループの名義により職務を実行する第三者です。該当する場合には、下記（c）項に規定される様式に応じて高潔性が評価されなければなりません。このようなロビー活動は、名づけられた名称にかかわらず、倫理、現地規制、当グループの手続きおよび本規範を遵守しながら、さらには、利益誘導に関するあらゆるリスクを厳重に回避して行われなければなりません。

ロビー活動者は、ロビー活動者が接触する人物および第三者に対してロビー活動者が当グループの名義により行為する旨を通知しなければならず、ロビー活動者の個人または職業上の立場における活動、または何らかの負託（組合、政治的結社、同業組合のいずれにおける負託であるにかかわらず）との関連から実施される可能性のあるその他の活動と、ロビー活動とのあらゆる混同を確実に回避しなければなりません。

接触のあった人物とそのような人物の直接の側近に対して、当グループの名義で行為するロビー活動者は、不正な手段で情報の取得を試みてはならず、偽りまたは誤解を生む情報を意図的に伝達してはなりません。

国によって、特定の人物または特定の国内・国際機関に関する所定の規制が

特定の規則の対象となるその他のリスク状況

存在し、その規制によって、任務を履行する人物、任務の条件、または接触した人物（具体的には国会議員および公選された役職者）に関する具体的なロビー活動上の義務が課されています。ロビー活動任務（それを行うのが当グループの管理職・従業員であるか第三者であるかにかかわらず）の管理者は、検討された任務がそのような規制の対象となっている恐れがあるかどうかを確認しなければならず、適切な場合には、そのような規制における規定が厳格に遵守されているかどうかを確認しなければなりません。

c. 仲介業者、サプライヤー、事業パートナー

当グループは、事業パートナー（顧客、サプライヤー、サービス業者、仲介業者等）の活動が当グループのリスクとならないよう取り計らい、特に事業パートナーが国内外の規制を遵守せず、汚職防止およびその類似行動の防止における定評ある優れた実務慣行に従わない場合には注意を払うものとします。

これに関連して、当グループの管理職と従業員は、各パートナーとの事業上の関係について、特に汚職および類似の行動に関する事項について、事前に合理的なリスク評価を受けるようにしなければなりません。このような事業パートナーと締結される契約は、これらの事項の優れた実務慣行に従うことを求める所定の規定を含まなければならない、この点について第三者の不履行が判明したときには契約関係を直ちに解除する事由となる場合があることを規定しなければなりません。

特定の規則の対象となるその他のリスク状況

- ロビー活動 -



実践的アドバイス

ほんの僅かであっても現地の規制やグループの規則・基準を遵守していない可能性があるという疑いを抱いたら、直ちにその状況を管理職に伝え、必要場合はコンプライアンス責任者に伝えることが非常に重要です。

事業上の関係を担当する者は、選定されたパートナーがこれらの事項で優れた評判を得ているようにしなければなりません。

この点に関してなんらかの疑いがある場合には、直ちに経営層に報告しなければならず、当グループが精査手続を実行するにはコンプライアンス審査員にも報告する必要があります。あらゆる汚職リスクを防止するために、そうした精査手続は、あらゆる入札プロセスまたは日常取引に起因した政治的影響力のある人物（PEPという）との、あらゆる事業上の関係を対象とすることが推奨されます。

コンプライアンス審査員が極めて緊急であると明確に認める場合を除き、評価が行われるとき（とりわけ当グループの内部手順書が、仲介に関する事項または事業コンサルティングにおける義務と同様に、この点に関する義務を課している場合）は毎回、関係する管理職がこの評価の結果を考慮して事業パートナーの妥当性を検証するまで、契約の締結を行うことはできません。

特定の規則の対象となるその他のリスク状況

d. 財務および経理上の統制についての規則

当グループが財務および経理上の統制の点から定める基準および手続きは、特に帳簿、会計伝票、経理処理が、不法行為を、具体的にはあらゆる汚職行為または利益誘導を、隠蔽するために使用されないようにすることを目指しています。その結果として当グループの名義で供与されるあらゆる支払または便益は、合法的で明確な目的がなければならず、具体的には、以下を遵守している受益的所有者に対して行われなければなりません。

- 制裁、禁輸、マネーロンダリングとテロ行為への資金供給防止に関する国際法

- 当グループの手続に従って発行された、権限委託文書および銀行取引委託文書

- 当グループ購買手順書に記載された、認証・承認プロセス（発注、納品、支払）および経理処理プロセス

文書の裏付けのないあらゆる支払い、すなわち記帳されない支払、または、故意に偽りの目的・支払先が記載された、もしくは目的・支払先が正確に認識されていないあらゆる支払は禁じられています。

この規則への追加として、何らか特定の現地状況を当グループの財務部およびコンプライアンス部が前もって明確に認めていない限り、あらゆる現金での支払、類似した有価物（貴金属、有価証券、上場株式等）での支払、現物給付での支払もまた厳しく禁じられます。

支払いを行う者は可能な限り、その支払先が、対象となる法令と規制を確実に遵守しているようにしなければならず、当グループが承諾するその支払条件は、決してこれらの法令と規制を逃れようとするものであってはなりません。当グループの財務部およびコンプライアンス部が明確に認めない限り、あらゆる支払いは、サービス業者が実際に籍を置く国がサービスを提供する国で行われなければなりません。



5. 警告

当グループの管理職と従業員、当グループの外部・臨時のあらゆる協力者は、上記規則の違反を発見した場合、または違反を疑うに足る根拠がある場合には、以下のいずれかの方法で当グループに通知することができます。

- 通常の管理窓口を通じて
- 当グループ内の警告受付機関である倫理委員会を経由して

当グループはこれらの警告において開示された要素、特に内部通報者についての守秘義務、適切な場合には報告対象者と報告された事実に関する守秘義務を守ることを保証します。この通報の仕組みでは、適用する可能性のある現地規制に規定された制限に従うことを条件として、必要な場合に匿名を維持することも可能です。このような場合、内部通報者に悪意がある場合を除いて、当グループは通報者の特定を可能にする措置を一切講じないことを約束します。

「当グループはこれらの警告において開示された要素、特に内部通報者についての守秘義務、適切な場合には報告対象者と報告された事実に関する守秘義務を守ることを保証します。」

加えて当グループは、誠実に報告書を提出しようとする者に対しては、この警告から生じた追跡処分にかかわらず、報告された事実が不正確であることが証明されたとしても、あらゆる措置（具体的には、懲戒処分および職務上の措置）を禁止します。さらに、報告された事実において内部通報者の責任が関与している恐れがある場合には、当グループは事案の処理および起こりうる追跡処分の際に、この報告の存在とこの従業員のさらなる協力姿勢を考慮することを保証します。

警告

- 内部通報 -



実践的アドバイス

グループ内の内部通報システムを使えば、内部通報者は匿名でいることを選択することができます。ただし、報告された事象を実証するのが難しくなるため、当グループはこの選択を推奨していません。合法的な内部通報者の身元については、どのような場合でも守秘義務で厳密に守られます。

悪意のある報告書（すなわち、恨み、中傷、または明白な虚偽を含み、繰り返し通報されるもの）を提出して上述の警報システムを悪用しようとした当グループ内のあらゆる者は、懲戒処分の対象となる可能性があり、さらには国内の適用規則に基づく起訴の対象となる可能性もあります。

汚職防止行動規範に関する用語集

受益的所有者

受益的所有者とは、資産を直接または間接的に支配する自然人または法人を意味し、実施される事業活動の受益者となります。

贈答

贈答とは、自由意思で移転される金銭によって計測が可能な、直接的か間接的かを問わない、無料のあらゆる利益、財、サービスのことをいい、現金または現金同等物、物品、商品券、動産または不動産等の可能性があります。

公共調達

公共調達という用語は公共契約、営業権契約その他公益上の必要性を満たすことを目的とした契約をいいます。

類似行動

類似行動とは、利益誘導、着服、不法な利益收受、公金横領、情実など、誠実さに反するあらゆる行為を指します。

利益相反

利益相反は、従業員または当グループ内外の担当者の個人的利害が、当グループの利害と対立する状況を指します。このような利益相反は、金銭、職業、家族その他の利害に関連する可能性があります。

能動的汚職

能動的汚職は、約束、免責、便宜を図る行為の見返りとして、公務員または民間人に対して、支払または利益を、直接・間接を問わず、提供、約束、示唆する行為です。

受動的汚職

受動的汚職は、約束、免責、便宜を図る行為の見返りとして、公務員または民間人に対して、支払または利益を、直接・間接を問わず、受け入れるまたは受領する行為です。

サプライヤー

サプライヤーまたは下請け会社とは、当グループに物品またはサービスを提供する自然人または法人のことをいいます。

当グループ

「当グループ」という用語は、Veolia Environment およびその直接・間接の連結子会社全てを指します。

仲介者

仲介者とは、1つまたは複数の規約を可能にする、または促進するために、営業上の交渉に参加する自然人または法人を意味します。

招待

招待とは、行事、会議、旅行、食事等による供応またはそれらへの参加を提案することです。

主催

主催は、教育的、文化的、科学的、社会的、人道的、またはスポーツについてのプロジェクトを大規模に支援し、ヴェオリアグループまたはその子会社のイメージを広報宣伝することです。

日常取引

日常取引とは、定期的に行われる当グループの活動の実行に関連する取引または業務を意味します。

後援

後援は、金銭、動産、不動産、融資の提供により公益的な組織または業務（財団、公益法人等）を支援することです。

パートナー

パートナーとは、1つまたは複数の契約の枠組みの範囲内で、1つまたは複数の営業活動の達成を目的として、当グループとともに相乗効果のある関係を構築する者のことをいいます。

政治的影響力のある人物（PEP）

政治的影響力のある人物とは、公的な役割を委託されているまたは委託された、自然人、またはそのような自然人の近親者もしくは縁者のことをいいます。

反競争的慣行

反競争的慣行とは、競争を制限または歪め、それによって競争者間における透明性、公正性、公平性に関する規則を逃れることを目的としたあらゆる行為を指します。

これには、他の競争者を排除するための、明示的または黙示的な合意、共同行為、優越的地位の乱用が含まれる場合があります。

精査手続

精査手続とは、第三者の身元を確認し、その第三者と事業上の関係を結ぶにあたって当グループがさらされるリスクを特定するために当グループが用いる、合理的に系統立てられた、制御および認証の手段を意味します。

コンプライアンス審査員

コンプライアンス審査員は、様々な事業部門、区域、国において、当グループのコンプライアンス部が任命する人物を指します。

事業上の関係

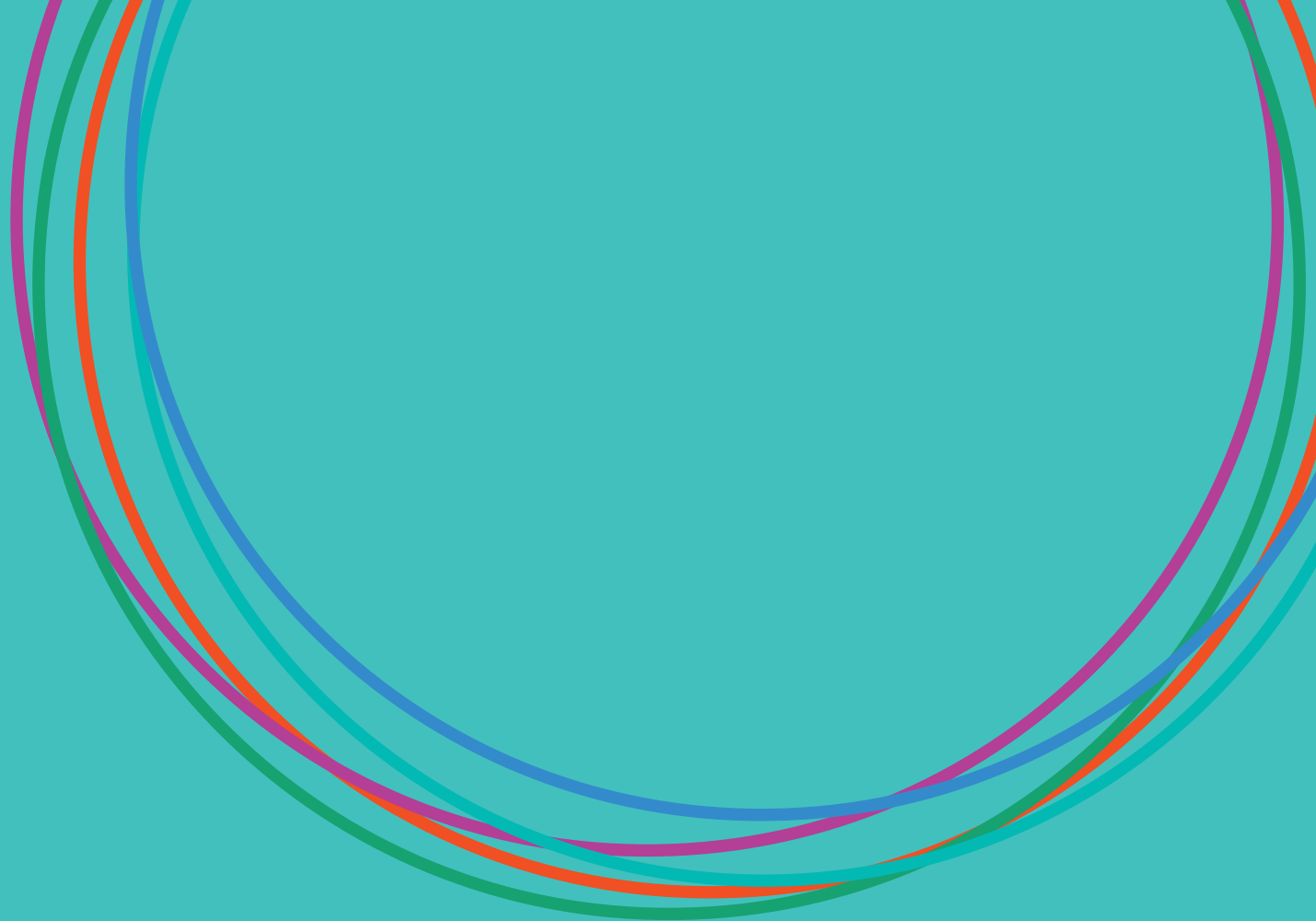
事業上の関係とは、一定の期間における職業上または営業上の関係のことをいいます。契約において規定される場合もあります。

第三者

第三者という用語は、当グループの顧客、サプライヤー、その他のパートナーのほか、当グループとの契約関係の有無にかかわらず、公的機関が民間にかかわらず、当グループ外のあらゆるその他の自然人もしくは法人を指します。

利益誘導

利益誘導とは、ある者が（国内外の）公的機関から名誉、雇用、契約、免責、その他の有利な便益を得るために、自身の現実または見かけ上の影響力を使用または乱用する行為を指します。



Veolia Media Library: Bryan Spear, Rodolphe Escher,
Olivier Guerrin, Christophe Daguet, Salah Benacer,
Getty Images : JohnnyGreig, Monty Rakusen, Silvia Jansen, Szepy

Conception graphique : Studio graphique Veolia.

Publication novembre 2023

Veolia

Siège administratif

30, rue Madeleine Vionnet - 93300 Aubervilliers - France

Siège social

21, rue de la Boétie - 75008 Paris - France

www.veolia.com